

参議院静岡県選出議員補欠選挙の投票日

参議院静岡県選出議員補欠選挙が十月八日(木)に告示され、十月二十五日(日)に投票が行われます。

あなたの大切な一票を国政に生かしましょう！

投票時間
7:00 ~ 20:00

* 高原公民館、みどり区自治会館、田中山公民館、下畑公民館、浮橋公民館、田原野公民館、長者原公民館は18:00まで。

開票

投票日の21:00 ~ あやめ会館3階多目的ホールで行います。

選挙公報

【折り込み予定日】
10月15日(木)朝刊
選挙公報は、新聞折り込みで配布します。新聞を購読していない人は、市内の各施設に備え付けますので、お手数ですがご利用ください。

投票場所

市内27投票所(入場券に記載されています)

地図は、市公式ホームページ(<http://www.city.izunokuni.shizuoka.jp/>)でご覧になれます。(行政 選挙管理委員会 投票所一覧)

* 第6投票所は、葦山農村環境改善センターから市役所葦山庁舎へ変更になりました。

投票者の資格

年齢要件 平成元年10月26日以前に生まれた人
住所要件 平成21年7月7日以前から伊豆の国市に住んでいる人
* 平成21年7月7日までに静岡県内の他市町に転入届をした人は、新住所地で投票することになります。
* 伊豆の国市の選挙人名簿に登録されている人が、平成21年7月8日以降に転出した場合は、伊豆の国市で投票できます。

期日前投票

投票日に、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などで投票できない人は、期日前投票ができます。

期間 10月9日(金)~24日(土)
時間 8:30 ~ 20:00

投票所 市役所伊豆長岡庁舎1階災害対策室
持ち物 投票所入場券(紛失・不達の場合は不要)

その他

【指定病院等に入院・入所されている人】
県選挙管理委員会が指定する病院や老人ホームに入院・入所中の人は、その施設で不在者投票ができますので、施設にお尋ねください。
【仕事等で他の市区町村に滞在している人】
仕事などで他の市区町村に滞在している人は、滞在先の選挙管理委員会で投票できますので、伊豆の国市選挙管理委員会までお問い合わせください。

投票の仕方

候補者1人の氏名を記載して投票。



【重度の身体障害者等の入】
郵便などによる不在者投票 事前に登録が必要です。
点字投票 目の不自由な人は、投票所で点字投票ができます。
代理投票 身体の障害で、自分で投票用紙に候補者名を書くことができない人は、投票所で係員が秘密を厳守し、投票をお手伝いします。

問合せ

伊豆の国市選挙管理委員会(総務課)
電話 055 948 1411

災害などで資産に被害を受けたときの

雑損控除

地震、台風、盗難などによって、資産に損害を受けた場合には、所得税の計算上、一定の金額の所得控除を受けることができます。これを雑損控除といいます。なお、所得控除として雑損控除の確定申告をする場合は、差引損失額の算出が必要となります。下記のように損害金額等の整理をしておくことで確定申告のときに便利です。

<記載例>

資産の所有者	資産の名称	雑損控除の理由	資産の損害金額または災害関連支出の金額	左のうち保険金で補てんされる金額
伊豆 国男	屋根瓦破損10枚	修繕費	30,000円	0円
伊豆 国男	畳8枚	修繕費	80,000円	40,000円
伊豆 国男	寝具2組	生活資産の損失	20,000円	0円
伊豆 国子	電気掃除機	生活資産の損失	5,000円	0円

雑損控除の対象となる資産の要件

損害を受けた資産が次のように当てること

資産の所有者が納税者または、その年の総所得金額等が三十八万円以下の人で納税者と生計を一にする配偶者やその他の親族。
生活に必要な住宅、家具、衣類などの資産で

差引損失額の計算方法

$$\text{損害金額} + \text{災害関連支出の金額} - \text{保険金などにより補てんされる金額}$$

【用語説明】

損害金額

損害を受けた時の直前におけるその資産の時価を基にして計算した損害額。



災害関連支出の金額

災害で滅失した住宅、家財などを取り壊しや除去するために支出した金額など。

保険金などにより補てんされる金額

災害などに関して受け取った保険金や損害賠償金などの金額。

雑損控除として控除できる金額

次のうちいずれか多い方の金額。

$$\text{差引損失額} - \text{総所得金額等} \times 10\%$$

$$\text{差引損失額のうち災害関連支出の額} - 5\text{万円}$$

* 損失額が大きく、その年の所得金額から控除しきれない場合は、翌年以後(3年間が限度)に繰り越して、各年の所得金額から控除することができます。なお、雑損控除はほかの所得控除に先だって控除することとなっています。

問合せ

三島税務署 電話 055 987 6711
(自動音声案内に従って「1」を押し、所得税に関する相談「1」を押し。)
国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>
(タックスアンサー 1110)

雑損控除を受けるには

確定申告書に雑損控除に関する事項を記載するとともに、災害関連支出の金額の領収を証する書類と、り災証明書を添付するか、提示してください。

【り災証明の問合せ】

地震・風水害り災証明書

市民サービス課(伊豆長岡庁舎)
電話 055 948 2901

葦山市民サービス課
電話 055 949 1212

大仁市民サービス課
電話 0558 76 8000

火災り災証明書

田方消防本部
電話 0558 76 2280

盗難・横領り災証明書(被害届出証明書)

被害の場所を管轄する警察署

損害の原因

次のいずれかの場合に限られます。
地震、風水害、冷害、雪害、落雷など自然現象の異変による災害
火災、火薬類の爆発など人為による異常な災害
害虫などの生物による異常な災害
盗難(横領、詐欺や恐喝の場合は不可)

* 雑損控除とは別に、その年の所得金額の合計額が一千万円以下の人が災害にあった場合は、災害減免法による所得税の軽減免除があり、納税者の選択で有利な方法を選べます。